

入札説明書

公告日 令和6年7月29日(月)

次のとおり、大阪市告示第1032号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。本件入札は、電子による入札書の提出が出来ないことが判明したため、紙入札のみにより行う。

(1) 長期借入物品及び数量	乾式デジタル複合機(経済戦略局)長期借入(単価契約)
(2) 長期借入物品の特質等	別紙仕様書のとおり
(3) 借入期間	令和6年9月20日から令和11年9月30日まで
(4) 借入場所	別紙仕様書のとおり
2. 日程	
(1) 公告日	令和6年7月29日(月)
(2) 入札参加申請受付開始日時	令和6年7月29日(月) 午前9時
(3) 入札参加申請締切日時	令和6年8月9日(金) 午後5時
(4) 入札参加資格の審査結果通知(予定)	令和6年8月16日(金)
(5) 入札日時	「11. 入札執行日時及び場所」を参照
3. 契約条項を示す場所	システム上及び「4. 担当部局(A)」
4. 担当部局	
(A) 入札執行担当課 ※入札に関する照会先	大阪市経済戦略局企画総務部総務課(調達担当) 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階 電話 06-6615-3719 メールアドレス keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp
(B) 事業担当課	大阪市経済戦略局企画総務部総務課(庶務担当) 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階
(C) 契約締結担当課	上記4.(A)入札執行担当課に同じ
5. 入札参加資格	
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること	
(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと	
(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと	
(4) 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託用種目「12: 賃貸 02: 事務用品賃貸 03: 複写機(複写サービスを含む)(159)」で登録していること ※本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ(電話06-6484-7357)に行えば当該審査を行う。(申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること。)。ただし、令和6年8月9日(金)午後5時までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。	
(5) 令和元年度以降、乾式デジタル複合機に係る賃貸借実績について、国又は地方公共団体と契約した実績を有すること(契約中の実績も可とする)	
(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることを示した書類の提出ができること	
(7) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること	

6. 入札参加申請	
(1) 申請書類	①入札参加申請書 ②入札参加資格審査申請書 (入札説明書末尾添付の書類等一式)
(2) 申請書類等の交付場所及び交付期間	4. 担当部局(A) 公告の日から令和6年8月9日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
(3) 受付期間	公告の日から令和6年8月9日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)
(4) 受付場所 ①入札参加申請書	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと
②入札参加資格審査資料	4. 担当部局(A) 持参又は郵便等により「2. 日程(3)入札参加申請締切日時」までに必着のこと
(5) 申請書類の取扱い	申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。
7. 入札参加資格の審査及び通知	
入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査する。ただし、入札参加申請締切日時より審査結果の通知日までの間のいずれかの日において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなかった申請者の入札参加は、提出書類の内容に関わらず認めない。また、入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。	
8. 入札書の交付	
入札参加資格を認めた申請者には、審査結果通知後、別途、入札書を交付する。	
9. 入札参加資格を認めなかった申請者に対する理由の説明	
入札参加資格を認められなかった申請者はその理由について説明を求められることができるので、令和6年8月20日(火)午前10時までに、「4. 担当部局(A)」まで書面を持参すること 回答については、令和6年8月27日(火)までに書面で回答する。	
10. 質問事項の受付・締切・回答	
(1) 質問方法	仕様書の内容に関する質問は、書面(配達記録が残るものによる郵送等、メール、持参のいずれかの方法)にて上記「4. 担当部局(A)」まで提出すること。
(2) 質問締切日時	質問の受付は、公告の日から令和6年8月20日(火)午後5時まで(必着)とする。締切以降の質問については受け付けない。
(3) 回答日及び回答方法	質問に対する回答は、下記10.(4)URLのホームページに令和6年8月27日(火)午前10時に掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合はあるので、必ず入札書の提出までに内容を確認すること。
(4) URL	https://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nyusatsuanken/keizaisenryaku/0000633419.html
11. 入札執行日時及び場所	
(1) 入札書受付期間	令和6年9月6日(金)午前10時00分から午前10時30分まで ※郵便等による入札の場合は、令和6年9月5日(木)午後5時までに、「4. 担当部局(A)」に必着のこと。なお、その場合は二重封筒を用いて、表封筒に「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書して「4. 担当部局(A)」宛て親展とし、内封筒に「入札日、入札案件名称」を記載すること
(2) 開札予定日時	令和6年9月6日(金) 午前10時30分
(3) 再度入札※1回限り	開札の結果、「15. 落札者の決定方法」による落札者がいないときには再度入札を行うことがある。再度入札を行う場合は、原則、再度入札書を交付するので、当日午後4時までに持参した長形3号の封筒に封緘して封印し、指定された入札箱に投函すること。なお、郵便等による入札を行う者がいる場合はこの限りではない。その際は、「4. 担当部局(A)」の指示に従うこと
(4) 再度入札開札日時	本市の指定する日時(原則として当日午後4時)
(5) 場所	経済戦略局 第1会議室(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルO's棟南館4階)
12. 入札に参加することができない者	
(1)	入札参加申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
(2)	入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「5. 入札参加資格」の要件を満たさなかった者

13. 入札方法等	
(1) 入札書記載金額	入札は、100枚当たりの単価で行うものとし、入札書の記載方法は次のとおりとする。 落札決定に当たっては、申込書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を申込書に記載すること
(2) 入札方法	①入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。 ②入札書のくじ申込番号(3桁の任意の数字)は必ず記入すること ③入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
14. 入札保証金等	
(1) 入札保証金	免除 ただし、正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)を100で除し、1年当たりの予定数量を乗じた額の100分の3に相当する違約金を徴収する。
(2) 契約保証金	要(契約金額(単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額)の100分の10以上納付) ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。 ①契約金額が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき ②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これを過去2年間にすべて誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約の実績と認める。 ③落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
(3) 保証人	不要
15. 落札者の決定方法	
	予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
16. 入札の無効について	
(1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札	
(2) 再度入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札	
(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札 ※なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。	
(4) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。	
17. その他事項	
(1) この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。	
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。	
(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、「4. 担当部局(A)」とする。	
(4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。	
(5) 落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく契約締結の手続きを行うこと	
(6) 本件入札説明書における「契約規則」とは、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)をいう。また、「郵便等」とは契約規則第25条第2項に規定する郵便等のうち、書留郵便などの配達記録が残るものを示す。ただし、記録系郵便の取扱いのない国においては、この限りでない。	
(7) 本件の契約金額は単価(1枚あたり)となるため、落札価格を100で除した金額をもって契約金額とする。	
(8) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。	
(9) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
(10) 落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「4. 担当部局(A)」に入札説明書末尾書添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。 誓約書を提出しない場合は、その者に係る入札は無効とする。 また、当該誓約書を提出しなかった落札者または契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。	
(11) この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、毎月の複写等枚数の通知を本市が確認したことにより発生する。	
(12) この一般競争入札に参加する場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市電子調達システムホームページの次の資料を参照のこと ○契約条項等の中の「物品買入等の入札に関する通知事項」 ○各種資料・ダウンロード・大阪市契約関係規程集の中の「入札の手引」、「特定調達契約についての入札の手引」及び「大阪市競争入札参加者心得」	

入札参加申請書

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

大阪市入札参加資格承認番号 ()
※必ず記入してください

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代表者
(又は受任者)
役職・氏名

大阪市告示第1032号の一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

- 1 案件名称 乾式デジタル複合機（経済戦略局）長期借入（単価契約）
- 2 提出書類に関する連絡先

部署名

担当者名

電話番号

入札参加資格審査申請書

申請者の方へ 以下の項目を必ずチェックしてください！

●入札参加申請書について

- 提出済み（電子調達システム）
 提出済み（紙・提出先は経済戦略局）
 未提出（※）

令和 年 月 日

※締切日時において未提出の場合は入札に参加できません

大阪市経済戦略局長 様

大阪市入札参加資格承認番号（
※必ず記入してください

主たる営業所
（又は支店等）
の所在地

商号又は名称
代表者
（又は受任者）
役職・氏名

大阪市告示第1032号の入札公告に係る資格審査資料は次のとおりです。
なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件名称 乾式デジタル複合機（経済戦略局）長期借入（単価契約）

	提出書類
<input type="checkbox"/>	資料1 賃貸借実績調書
<input type="checkbox"/>	資料2 機器の据付、接続及び調整のできる体制の証明書
<input type="checkbox"/>	資料3 アフターサービス・メンテナンス等の体制について

提出書類に関する連絡先

部署名
担当者名
電話番号

※資料一式は提出期限までに経済戦略局企画総務部総務課（調達）に提出してください。
※入札参加申請にあたっては、別途、大阪市電子調達システム上、又は紙による入札参加申請書の提出が必要です。

貸借実績調書

令和 年 月 日

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地商号又は名称
代表者
(又は受任者)
役職・氏名

貸借名称	
発注者	
契約日	
納入期限	
契約金額	
貸借数量	
納入場所	
備考	

(注)

- 1 令和元年度以降、乾式デジタル複合機に係る貸借実績について、国又は地方公共団体と契約した実績を記載すること（契約中の実績も可とする）。
- 2 記載した貸借実績について、これを証するものとして契約書の写し及び納入した仕様が分かる書類を添付すること。

機器の据付、接続及び調整のできる体制の証明書

令和 年 月 日

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地商号又は名称
代表者
(又は受任者)
役職・氏名

機器の据付、接続及び調整のできることを下記のとおり証明します。

記

機器の据付、接続及び調整を行う業者 ※他社で行う場合は、商号又は名称及び代表者名を記入すること	自 社 ・ 他社へ委託 商号又は名称 代 表 者 名
所在地	
担当部署	
連絡先	
備考	

アフターサービス・メンテナンス等の体制について

令和 年 月 日

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地商号又は名称
代表者
(又は受任者)
役職・氏名

アフターサービス・メンテナンス等を行う業者 ※他社で行う場合は、商号又は名称及び代表者名を記入すること	自 社 ・ 他社へ委託 商号又は名称 代 表 者 名
所在地	
担当部署	
連絡先	
人員・出張体制の有無 (所要時間・対応可能時間等)	
保証可能な年数 (取替部品の在庫等)	
備考	

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市経済戦略局長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

生 年 月 日

年 月 日生

受 任 者 名

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

2 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。

6 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴取し、大阪市に提出します。

7 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

記入例

大阪市契約担当者
大阪市経済戦略局長 様

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

支店登録の場合は支店名称名を記入してください。

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生年月日 年 月 日生
受任者名

本市に届けている使用印を押印してください。

印

代表者の生年月日を記入してください。

誓約書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

案件名称：

- 私は、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 私は、本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 私が大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 私が大阪市暴力団排除条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市の提出します。
- 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴取し、大阪市の提出します。
- 私が使用する大阪市暴力団排除条例第7条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第2条第2号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

令和 年 月 日

大阪市経済戦略局長 様

住所又は
事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

実 績 調 書

賃貸借名称	
発注者	
契約日	
納入期限	
契約金額	
賃貸借数量	
納入場所	
備考	

(注)

※契約日から過去2年以内に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。

大阪市経済戦略局長 様

記入例

令和 年 月 日

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

住所又は
事務所所在地

支店登録の場合は支店名称を記入してください。

商号又は名称

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。

氏名又は代表者名

実績調書

賃貸借名称	〇〇〇〇長期借入
発注者	□□市 契約保証金の免除対象となる実績の発注者名を記載してください。
契約日	令和××年××月××日
履行期限 (履行期間)	令和××年××月××日から令和××年××月××日
契約金額	金××,×××,×××円 契約金額（税込）の50%以上であることが必要です。
賃貸借数量	
納入場所	
備考	

(注)

※契約日から過去2年以内に(注1)履行が完了している、(注2)国又は地方公共団体との契約実績を記載すること。

(注1)長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。(長期継続契約の契約日が過去2年を超えている場合も可とする。)

(注2)「国又は地方公共団体」には、特別地方公共団体(特別区、広域連合、一部事務組合等)を含み、外郭団体、独立行政法人及び特殊法人は該当しない。

※契約実績は、当該契約案件と種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

※記載内容を証するものとして、契約書の写し(双方の押印がある表紙及び記載内容を証するページ)を添付すること。